# 第 32 回香川県環境審議会生活環境部会

# 議 事 録

# 第32回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1　日　時　　令和８年１月22日（木）　10:00～11:10

2　場　所　　香川県庁北館４階　404会議室

3　出席者

（出席委員）
- 寒川　昌彦　　委員
- 末永　慶寛　　委員(部会長)
- 常川　真由美　委員
- 寺尾　徹　　委員
- 平尾　智広　　委員
- 宮脇　典子　　委員
- 吉田　英子　　委員

出席委員　７名

（事務局）
- 佐藤　環境管理課長
- 坂東　環境管理課副課長
- 山下　環境管理課課長補佐
- 衣川　環境管理課課長補佐
- 藤澤　環境管理課主任
- 豊田　環境管理課主任
- 住友　環境管理課主任
- 多田　環境管理課主任技師
- 西岡　環境保健研究センター次長
- 村上　環境保健研究センター課長
- 千原　環境保健研究センター主席研究員

事務局　11名

（多度津町）
- 森　　住民環境課係長
- 塩田　住民環境課主任主事

（オブザーバー）
- 鎌田　高松市環境局次長兼環境指導課長

4　欠席委員
- 佐伯　明浩　委員

5　議題
- 審議

  令和８年度水質測定計画、騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更
- 報告

  令和６年度水質測定結果の概況

6　配布資料
- 資料１：「令和８年度水質測定計画」及び「騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更」について（諮問・付託）
- 資料２：令和６年度水質測定結果の概況
- 資料３：令和６年度水質測定結果
- 資料４：令和８年度水質測定計画（案）の概要
- 資料５：令和８年度水質測定計画（案）
- 資料６：騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更（案）
- 資料７：有機フッ素化合物（PFAS）について（報告）
- 資料８：香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- 資料９：香川県環境審議会条例･香川県環境審議会運営規程

7　議事録署名委員
- 常川　真由美　　委員
- 寺尾　徹　　委員

【議　　事】

坂東副課長

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告させていただきます。本日の会議開催にあたりましては、記者発表、県ホームページを通じまして県民の皆様に周知しましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、ただいまから、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。開会にあたりまして、環境管理課長の佐藤からご挨拶申し上げます。

佐藤課長

香川県環境管理課長の佐藤でございます。

本日は末永部会長をはじめ、委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議ですけれども、水質関係の令和８年度水質測定計画、騒音関係の指定地域における区域の区分の変更について、ご審議をお願いいたします。

本県は瀬戸内海を含め色々な面から注目されており、今年度の大阪万博では、末永部会長及び香川大学のご協力もあり、「アートする里海―KAGAWA―」を出展することができ、本県の良さを発信できたと思います。

瀬戸内海については、藻場、漁業、水質の色々な面から議論が実施されていますが、今回、水質測定計画のご審議もありますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。

坂東副課長

それでは、会議に移りたいと思います。

ただいま、委員のご出席状況は８名中７名でございます。従いまして、香川県環境審議会条例第７条第２項で定められた定足数を満たしており、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。本日配付しております資料は次第にありますとおり、資料１から資料９となっております。資料は揃っておりますでしょうか。

それでは、ここからの会議の進行は、審議会条例第７条第１項及び第５項の規定に基づき、末永部会長にお願いしたいと存じます。

末永部会長、よろしくお願いいたします。

末永部会長

それでは私の方で会議を進めさせていただきます。

まず、審議に入ります前に、審議会運営規程第４条第２項に規定されております、会議録に署名いただく委員を私の方から指名させていただきます。本日は常川委員さんと寺尾委員さんにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは審議に移りたいと思います。

本日は次第にありますとおり、知事から諮問を受けております事案が２件ございます。最初に令和８年度水質測定計画についてご審議いただきますが、あらかじめ、香川県の水質の現状についてご理解いただく方が、審

| | |
|---|---|
| | 議がよりスムーズに進むと考えられますので、まず令和６年度の水質測定結果の概況について、資料２に基づき事務局の方から説明をお願いします。 |
| 山下課長補佐 | （資料２及び３に基づき「令和６年度水質測定結果の概況」について説明） |
| 末永部会長 | ただいまの事務局からの報告につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。 |
| 常川委員 | 資料２における地下水の継続監視調査結果をみると、ふっ素について、具体的な場所は分かりませんが、環境基準超過地点数が多いです。どういった要因が考えられるのでしょうか。 |
| 佐藤課長 | 例えば、VOC に係る環境基準超過は人為的要因が主因である一方、ふっ素については、人為的要因よりも香川県の地質的な影響といった自然的要因が主因と思われます。 |
| 山下課長補佐 | 継続監視調査における環境基準超過地点の具体的な場所は水質測定結果の冊子の 142,143 ページに示されています。超過地点の周辺状況は把握しており、例えば、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る超過地点周辺では肥料が散布されている、VOC に係る超過地点周辺ではクリーニング屋があるといった状況です。 |
| 平尾委員 | 資料２における５ページの対策で、生活排水については、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進めていくことが記載されていますが、既存の施設の劣化対策は含まれるのでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | 先ほどの説明の中で申し上げました香川県全県域生活排水処理構想は、整備の推進計画だけでなく、既整備施設の適正な維持管理及び更新といった内容も含んでおり、構想をもとに取り組んでいきます。 |
| 平尾委員 | 具体的な計画が立てられているということでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | 下水道の場合は、県の土木部の下水道課が計画を立てます。もちろん、計画を立てる際の考え方は、香川県全県域生活排水処理構想に位置付けられており、この構想をもとに各関係機関が整備の推進及び適正な維持管理に取り組んでいきます。そして、合併浄化槽の場合は、市町と連携して設置者への財政的支援といった取組み等が行われます。 |
| 平尾委員 | 担当課が環境管理課だけではないことは理解していますが、既存の施設が壊れた場合、環境基準達成状況の悪化につながる可能性があるため、適正な維持管理を注視していただきたいです。 |

| | |
|---|---|
| 寺尾委員 | 資料２における３ページの右下に注釈が書かれていますが、横ばい、やや下降、下降といった経年比較はどういった意味をもつのでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | 過去には、前年度値のみとの比較をしていましたが、第 26 回香川県環境審議会生活環境部会において、常川委員から、長期的な経年変化の傾向も見ていただきたいといったアドバイスがありました。このため、５年スパンも短いかもしれませんが、水質測定結果の冊子における経年変化グラフを見ながら、６年度の平均値を基点として、令和２年度から６年度までの経年変化を比較したものです。 |
| 末永部会長 | 他になにかありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは知事から諮問を受けております令和８年度水質測定計画（案）について、事務局の方からご説明をお願いします。 |
| 山下課長補佐 | （資料４及び５に基づき「令和８年度水質測定計画（案)」について説明） |
| 末永部会長 | ただいまの説明について何かご質問等ございませんでしょうか。 |
| 寺尾委員 | 測定頻度に係る質問ですが、年に６回測定する地点がある中で、水質はその日その日で変化すると思います。特に雨が降ると、水質が変化すると思いますが、採水日を選択する際にどのように配慮していますか。また、地点を絞って、水質を連続的に四六時中測定するという考えはないのでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | １点目の採水時の気象に対する配慮に係るご質問に関しては、雨が降った翌日は河川が濁り SS が高くなる可能性があるため、降った日から数日は空けて採水するようにしています。 |
| 寺尾委員 | 採水日を選択する際の一定の基準があり、採水機関及び分析機関と相談しながら、採水しているということですね。 |
| 山下課長補佐 | ２点目の連続測定に係る質問ですが、大気の常時監視の方では、自動計測器による連続測定が実施されていますが、水質の常時監視では連続測定は実施できていないという現状です。ただし、水質汚濁原因のひとつである工場・事業場からの排水について、施設の規模によっては事業者自身が連続測定しており、水質に注意しながら排水している状況です。 |
| 常川委員 | 資料４における３ページでダム・ため池の調査地点数が記載されていますが、結果は水質測定結果の冊子に記載されているのでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | 冊子の 133,134 ページに示されており、項目は COD、T-N、T-P です。 |

| | |
|---|---|
| 常川委員 | ダム・ため池の調査地点数は多いと思いますが、詳しい結果が本部会であまり説明されていないことが気になりました。 |
| 山下課長補佐 | 他県では、規模の大きいダム・ため池が類型指定され環境基準が適用されていますが、香川県では、県内に、湖沼に係る類型指定されたダム・ため池はありません。このため、湖沼の富栄養化の実態調査について、結果を取りまとめている状況となっています。 |
| 吉田委員 | 資料４における２ページで地下水調査の変更点が記載されていますが、坂出市川津町の地点は一旦廃止し、数年後に再び調査が開始されるということでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | この地点の事業主体である国土交通省は土器川の河川管理のために調査を実施していましたが、水質データの収集が終了したため、令和７年度で調査を終了するとのことです。令和７年度までの水質データが蓄積されている状況です。 |
| 末永部会長 | 先ほどの寺尾委員の質問に対する回答の中で、規模の大きい工場・事業場からの排水は事業者自身が連続測定しているということでしたが、その測定結果が県に情報共有される体制はとられているのでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | 総量削減の観点で、総量規制基準項目の COD、T-N、T-P の測定結果を県に提供するよう事業者に依頼しており、事業者と情報共有しています。 |
| 末永部会長 | 県からの依頼で、事業者は拒むことなく結果を県に提供している状況であるということでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | はい、提供していただいております。加えて、水質汚濁防止法または瀬戸内海環境保全特別措置法の規制事業場に対しては、県が立ち入り権限を有しているので、立ち入りの際にも結果を確認しています。 |
| 末永部会長 | よろしいでしょうか。それでは、特にご意見も無いようですのでこの審議内容に関して本部会として諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。<br><br>（異議なし）<br><br>それでは続きまして、「騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 豊田主任 | （資料６に基づき「騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更」について説明） |

| | |
|---|---|
| 末永部会長 | ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。 |
| 宮脇委員 | 多度津町の土地勘はないのですが、田んぼが新しい道になっているイメージがあるので、このことが、騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更に関係しているのでしょうか。 |
| 塩田主任主事 | 先ほどの事務局からの説明にもありましたとおり、用途地域の変更に伴い、今回、区域の区分の変更を行うものです。元々、変更対象地域には都市計画道路が建設される予定であったため、道路周辺の交通量が増えることを見越して、それに対応した騒音基準が適用されていました。しかし、都市計画道路の建設が中止されたことにより、用途地域が変更となったため、それに伴い区域の区分の変更を行うものです。 |
| 吉田委員 | 50 デシベルは、どのくらいの音でしょうか。 |
| 豊田主任 | 参考として、50 デシベルは、会議している際の事務所内の音に相当します。80 デシベルになると、地下鉄車内の音やセミの鳴き声に相当します。 |
| 末永部会長 | ご意見は他にありませんでしょうか。<br>それでは、特にご意見もないようですので、この審議内容に関して、本部会として、諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。<br><br>（異議なし）<br><br>それではそのようにしたいと思います。<br><br>なお、審議会運営規程第 6 条第 2 項では、部会の審議結果を会長に報告することとなっており、第７条第１項で、部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができるとなっておりますので、会長の同意を得まして、本決議を審議会としての決議とさせていただきたいと存じます。<br>その他に事務局からの報告事項はございませんでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | 有機フッ素化合物（PFAS）についてご報告させていただきます。<br>（資料７に基づき有機フッ素化合物（PFAS）について報告） |
| 常川委員 | PFAS の水質調査を実施していますが、調査する際の労力及びコストはどれぐらいかかるのでしょうか。また、県民の皆様が気にしている話題ですが、調査結果の速報は出ているのでしょうか。 |
| 山下課長補佐 | １点目の労力及びコストに係るご質問に関しては、PFAS の水質調査は水質測定計画に基づく調査とは別に実施しているため、調査人員が必要にな |

| | |
|---|---|
| | るとともに分析の手間もかかります。分析については、県の機関である香川県環境保健研究センターで実施していますが、消耗品費がもちろん必要となり、特に標準液は高価です。県民の皆様が気にしている話題であり、調査できる体制を整えていますので、今後も調査を継続していく予定です。<br>２点目の調査結果の速報に係るご質問に関しては、調査結果が出た段階で、ホームページで公表しています。 |
| 末永部会長 | 他にございませんか。<br>あと、全体を通じまして、何かご意見、御質問等ございませんか。<br><br>（意見なし）<br><br>それでは、ご意見等ないようですので、これをもちまして本日の環境審議会生活環境部会の審議を終了させていただきます。 |
| 坂東副課長 | 末永部会長をはじめ、委員の皆様方には、大変貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。<br>今後とも、なお一層のご支援、ご指導をお願いいたします。これをもちまして、環境審議会生活環境部会を終了いたします。本日はありがとうございました。 |